

かぞく よ よ いっしょ くら こと あんしんかん べんがく せいしんてきささ かぞく
 家族を呼び寄せて一緒に暮らす事は、安心感や勉学の精神的支えになりますが、家族の
 にちじょうもんだい りゅうがくせい ふたん らいにち にほん
 日常問題が留学生の負担になることもあります。また、来日したばかりで、日本の
 せいかつ な じき かぞく よ よ こと すす
 生活に慣れていない時期に、家族を呼び寄せる事は、お勧めできません。

Inviting your family to Japan will help you to be mentally and emotionally relieve. However, sometimes even small pieces of family issue can be a burden on your field of study. Therefore, we do not recommend that you invite your family to Japan until you get used to living in Japan.

かぞく

1. 家族ビザ

1. Family Affairs

しんせい

(1) 申請

かぞく にほん よ よ ばあい かぞく ざいりゅうしかく かぞくたいざい え ひつよう
 家族を日本へ呼び寄せる場合、家族のために在留資格「家族滞在」を得る必要があります
 ざいりゅうしかく たいしょうしゃ りゅうがくせい ふよう う はいくうしゃ こども りゅうがくせい
 ます。この在留資格の対象者は、留学生の扶養を受ける配偶者と子供です。留学生
 あんていてき けいぞくてき ふようのうりよく こと ひつよう しょうさい りゅうがくしえんがかり
 が、安定的・継続的な扶養能力がある事を必要とされています。詳細は、留学支援係
 き
 に聞いてください。

(1) Application of "Dependent" Visa Status

Application of Certificate of Eligibility

International students who are capable of providing stable financial support for their family could apply for certificate of eligibility for his /her family (limited to a spouse and children) to stay in Japan. Please contact the Inbound and Outbound Student Affairs Office for details.

こうしん

(2) 更新

かぞくたいざい ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん きげん ちか にゅうこくかんりきよく こうしん
 「家族滞在」の在留資格も在留期間があります。期限が近くなったら入国管理局で更新
 てつづ
 手続きをしてください。

(2) Permission to Extend Period of Stay

Period of stay varies from 15 day to unlimited depending on status of residence. Since the period of stay for dependent visa is limited, he/she can apply for extension depending on situation. You will need to take the necessary steps at the appropriate immigration bureau before your initial period of stay expires.

しゅっせい
(3) 出生

りゅうがくせいふうふ がいこくこくせき あいだ こども う ばあい しゅっしょう ひ にちいない
留学生夫婦（ともに外国国籍）の間に子供が生まれた場合、出生の日から30日以内
こども ざいりゅうしかくしゅとく しんせい しんせい こども りょうしん
に、その子供の在留資格取得の申請をしなければなりません。申請は、子供の両親の
にゅうこくかんりきょく おこな
どちらかが、入国管理局で行ってください。

(3) Notification of Child Birth

After baby is born, either mother or father must apply for certificate of eligibility at the Immigration Bureau within 30 days from his/her birth.